

## 誓約書

新潟県教育委員会 様

私は、県給付型奨学金の交付を受けるにあたり、奨学金の交付を受けている間、毎年度、適格性の審査があり、その審査により、成績不振が著しい場合や性行不良が認められた場合においては、奨学金の交付が停止又は廃止され、成績不振や性行不良の程度によっては、前回の審査以降に交付された奨学金を返還しなければならないこと、また、適格性の審査が経済状況等についても行われ、家計基準を満たさなくなった場合は奨学金の交付が一定期間停止又は廃止される場合があることなど、裏面記載事項を承知し、同意します。

平成 年 月 日

奨 学 生 本 人	奨学生番号			
	氏名	カガナ	平成 年 月 日生	性別
	在籍校		学籍番号	
	住所〒 -			
	電話番号 - -	携帯電話番号 - -	印	
	署名			

奨学生本人が誓約時点で未成年(20歳未満)の場合には、親権者又は未成年後見人が本誓約書の裏面記載内容を確認し、同意の上、それぞれ署名・押印してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が署名・押印してください。

親権者(1) または 未成年後見人	住所			
	電話番号 - -	携帯電話番号 - -	印	
	署名			
親権者(2) または 未成年後見人	住所			
	電話番号 - -	携帯電話番号 - -	印	
	署名			

- ※1 各欄の署名・印字内容を修正する場合は、二重線で削除し、押印欄に押印した印を訂正印として二重線の上に押印し、余白に正しい内容を記入してください。
- ※2 ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、県教育委員会の、給付型奨学金のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、学校、金融機関等に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、他の行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

## 1 給付型奨学金の交付に係る事項

### 【給付型奨学金の交付期間】

(1) 給付型奨学金の交付の始期は県教育委員会が採用を決定したときとし、交付の終期は給付奨学生（以下「奨学生」という。）の在学する学校の修業年限の終期とします。ただし、交付の始期は当該年度の4月までを限度として在籍する大学に入学した月まで遡ることができます。

### 【給付型奨学金の交付】

(2) 奨学金は、複数月をまとめて交付します。

### 【月額の変更】

(3) 採用時、自宅外通学の給付月額を受けていた者が自宅通学に変わった場合は、速やかに「異動届」の提出が必要です。この届出を怠ると奨学金の交付が廃止されることがあります。また、自宅通学の給付月額を受けていた者が、自宅外通学に変わり給付月額の変更を届け出る場合、自宅外通学を証明する書類を提出する必要があります。

### 【奨学金交付中の手続等】

(4) 奨学生は、県教育委員会あてに毎年度「奨学金給付継続申請書」を提出し、継続交付の適格認定を受けなければなりません（最終学年においては「奨学金給付継続申請書」を提出することなく、当年度の給付奨学生としての適格性について認定を受けなければなりません）。

(5) 奨学生は、次の場合、速やかに県教育委員会に届出をしなければなりません。

ア 休学、復学、転学、留学又は退学したとき。

イ 停学その他の処分を受けたとき。

ウ 本人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

(6) 奨学生が死亡したとき、相続人は速やかに県教育委員会に届け出なければなりません。

(7) 県教育委員会は、適格認定に基づき、奨学生としての適格性が認められると判断した場合、次年度の奨学金の交付が予定されているときはその継続を決定します。

(8) 県教育委員会は、奨学生が次の事由に該当するものと認められるときは、奨学金の交付を休止、停止又は廃止します。また、奨学金の交付が廃止となった事由の内容、程度によっては、それまでに交付した奨学金のうち前回の適格認定以降交付した奨学金について返還を求めることがあります。

ア 休学したとき又は長期にわたって欠席したとき。

イ 傷病などのために修学の見込みがないとき。

ウ 学業成績が著しく不振又は性行が不良となったとき。

エ 県教育委員会が求める諸手続き（異動届等）を怠る等、奨学生として適当でないとき。

オ 申込時に高校在学学生等であった者については、家計支持者が住民税非課税でない状態が継続したとき、住民税課税額が一定額を超えたとき又はこれらに相当すると認められたとき。申込時に社会人経験者等であった者については、本人及び本人と生計を一にする者の収入金額又は所得金額の合計が、給与所得のみの場合は年間収入金額300万円、給与所得以外の所得を含む場合は年間所得金額200万円を超える状態が継続したとき。

カ 「奨学金給付継続申請書」を提出しなかったとき。

キ その他、特別の事情により奨学生としての資格を失ったとき。

(9) 奨学金の申込時に記載すべき事項を、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたこと等により不正に奨学生となったことが判明したときは、交付済み奨学金の全額又は一部を指定された期日までに返還するものとします。

(10) 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができます。

(11) 奨学金の交付を休止又は停止された場合、その事由がなくなり願い出たときは、奨学金の交付を復活することができます。

(12) 奨学生本人と連絡がとれなくなった場合には、親権者若しくは未成年後見人又は本人と生計を一にする者に本人の連絡先情報を求めることがあります。

## 2 交付済み奨学金の返還に係る事項等

### 【奨学金の返還】

(1) 適格認定等により奨学金の廃止及び奨学金の返還が決定した場合、奨学生は県教育委員会が通知するところにより、奨学金を返還しなければならないものとします。

### 【その他手続等】

(2) 本人の連絡先について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに所定の様式で県教育委員会に届け出なければなりません。また、県教育委員会が本人から最後に届出のあった氏名・住所に発送した通知又は通知書類が延着又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとします。